

## 独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書新旧対照表（案）

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>  第1節 (略)</p> <p>  第2節 (略)</p> <p>  第3節 (略)</p> <p>  第4節 (略)</p> <p>  第5節 削除</p> <p>  第6節 (略)</p> <p>  第7節 (略)</p> <p>  第8節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第9章 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>第11章 (略)</p> <p>第12章 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(業務の種類)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 業務の種類（第4条）</p> <p>第3章 施設の設置及び運営の基準</p> <p>  第1節 労災病院（第5条—第13条）</p> <p>  第2節 労災疾病研究センター及び勤労者予防医療センター（第14条—第19条）</p> <p>  第3節 医療リハビリテーションセンター（第20条—第23条）</p> <p>  第4節 総合せき損センター（第24条—第27条）</p> <p>  第5節 海外勤務健康管理センター（第28条・第29条）</p> <p>  第6節 産業保健推進センター（第30条・第31条）</p> <p>  第7節 労災リハビリテーション作業所（第32条—第35条）</p> <p>  第8節 納骨堂（第36条・第37条）</p> <p>第4章 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金（第38条—第44条）</p> <p>第5章 自発的健康診断受診支援助成金（第45条—第49条）</p> <p>第6章 未払賃金の立替払（第50条—第59条）</p> <p>第7章 厚生労働大臣の指示による業務に関する事項（第60条）</p> <p>第8章 附帯業務（第61条）</p> <p>第9章 業務の受託及び委託の基準（第62条—第66条）</p> <p>第10章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第67条・第68条）</p> <p>第11章 業務の成果の普及等の方法（第69条—第71条）</p> <p>第12章 業務運営に関する事項の公表の方法（第72条）</p> <p>第13章 補則（第73条）</p> <p>附則</p> <p>(業務の種類)</p> <p>第4条 機構は、機構法第12条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p>

<p>(1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第29条第1項第1号に規定する療養に関する施設として、労災病院（看護専門学校含む。）、労災疾病研究センター、勤労者予防医療センター、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの設置及び運営</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条 削除</p>	<p>(1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第29条第1項第1号に規定する療養に関する施設として、労災病院（看護専門学校、<u>労災リハビリテーション工学センター</u>含む。）、労災疾病研究センター、勤労者予防医療センター、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの設置及び運営</p> <p>(2) <u>労災保険法第29条第1項第3号に規定する健康診断に関する施設として、海外勤務健康管理センターの設置及び運営</u></p> <p>(3) 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設として、産業保健推進センターの設置及び運営</p> <p>(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条の2に規定する事業場について、同法第13条第2項に規定する要件を備えた医師を選任し、当該医師に同条第1項に規定する労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者に対する小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給</p> <p>(5) 労働安全衛生法第66条の2の規定による健康診断を受ける労働者に対する自発的健康診断受診支援助成金の支給</p> <p>(6) 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第3章に規定する事業（同法第8条に規定する業務を除く。）の実施</p> <p>(7) 労災保険法第29条第1項第1号に規定するリハビリテーションに関する施設として、労災リハビリテーション作業所の設置及び運営</p> <p>(8) 労災保険法第29条第1項第1号に規定する被災労働者（以下「被災労働者」という。）に係る納骨堂の設置及び運営</p> <p>(9) 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、機構法第12条第2項の規定に基づき、業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労災保険法第7条第1項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うものとする。</p> <p><u>(労災リハビリテーション工学センター)</u></p> <p>第13条 <u>労災病院等において必要とする義肢その他の補装具の製作及び性能の向上に関する研究開発のため必要があるときは、労災病院の位</u></p>
--	---

第5節 削除

第28条及び第29条 削除

(国等への協力)

置、敷地等を考慮して適当な労災病院に、その附属施設として労災リハビリテーション工学センターを設置するものとする。

第5節 海外勤務健康管理センター

(海外勤務健康管理センターの業務)

第28条 海外勤務健康管理センターにおいては、事業主に使用される労働者であって本邦外の地域に6月以上派遣されるもの又は本邦外の地域に6月以上派遣され、かつ、本邦内の地域における業務に就くもの(一時的に就く者を除く。)に対する健康診断(健康診断の結果の翻訳を含む。)及び予防接種並びにこれらの労働者及び本邦外の地域に派遣されている労働者で当該派遣に係る期間が6月以上であり、又は6月以上となることが予定されているもの(以下「海外勤務者」という。)の健康管理に関する相談及び指導を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、海外勤務健康管理センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 海外勤務者の健康管理に関する医学的情報の収集及び整理並びに臨床的調査研究並びにこれらの情報等の提供
- (2) 事業主、事業主のために海外勤務者の健康管理に関する業務に従事する者及び海外勤務者の健康管理を行う医師に対する海外勤務者の健康管理に関する必要な研修
- (3) 海外勤務者の健康管理に資するために機構と友好関係についての取決めを結んだ本邦外の地域に所在する病院(次号において「海外友好病院」という。)の医師及び看護師に対して独立行政法人国際協力機構の委託を受けて行う海外勤務者の健康管理に資するための研修
- (4) 海外勤務者の健康管理に資するための海外友好病院の医師及び看護師の招へい

(健康診断等の費用)

第29条 海外勤務健康管理センターの健康診断及び予防接種の費用は、その原価等を考慮して定めるものとする。

(国等への協力)

<p>第71条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>第71条 機構は、国、地方公共団体、公益法人その他の団体等の求めに応じ、当該団体等の設置する委員会等に機構の役職員を参画させることができる。</p> <p>2 機構は、労働安全衛生行政の推進や労災認定の基準の策定に寄与するものとする。</p> <p>3 機構は、<u>海外巡回健康相談事業や外国人医師、看護師等海外の医療スタッフへの研修等国際的な取組への協力を推進するものとする。</u></p>
--	---